梨県公

平成十五年

第千四百二十二号

十月九日

日

曜

木

第一条 (貸付け)

「法」という。)、林業・木材産業改善資金助成法施行令 (昭和五十一年政令第百三十 五年農林水産省令第五十五号)の定めるところによるほか、この規則の定めるところ 付けるものとする。 第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金 (以下「貸付金」という。) を貸し により、林業従事者等 (次条第一項各号に掲げる者をいう。以下同じ。) に対し、法 号。以下「政令」という。) 及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則 (平成十 県は、林業・木材産業改善資金助成法 (昭和五十一年法律第四十二号。

2 県は、前項に規定する場合のほか、林業従事者等に対する貸付金の貸付けの業務を (貸付けの対象者) 資機関」という。) に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付けるものとする。 行う法第三条第二項に規定する融資機関(第十六条第二項及び第十七条において「融

第二条 貸付金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる者とする

個人の林業従事者

六五〇

- しくは個人に限る。) 用する従業員の数が百人 (木材製造業を営む者にあっては、三百人) 以下の会社若 属する事業を営む者 (資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の会社又は常時使 木材産業 (法第二条第二項に規定する木材産業をいう。次項において同じ。) に
- 前二号に掲げる者の組織する団体

几 以下のものに限る。) の額若しくは出資の総額が千万円以下のもの又は常時使用する従業員の数が三百人 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの (会社にあっては、 資本

- 2 を備えるものでなければならない。 前項第三号に規定する団体のうち、法人格のない団体にあっては、次に掲げる要件
- いるものであること。 集団的に行うことを目的として組織されたものであって、 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は 実体的活動を現に行って
- 二 目的、名称、事務所、資産、 代表者及び総会に関する定めを有するものであるこ
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める要件を備えるものであること。

第三条(一の林業従事者等に貸し付ける貸付金の合計の限度額は、千五百万円(会社に(貸付金の限度額) あっては三千万円、団体 (会社を除く。) にあっては五千万円) とする。ただし、

目 次

山梨県林業·木材産業改善資金貸付規則......六四三 規 則

保安林の指定の予定 (二件)

公安委員会

そ の 他

落札者等の決定について.......六五四

平成十五年九月二十九日付け第千四百十九号中......

則

規

山梨県規則第八十四号

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則を次のように定める。

平成十五年十月九日

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則 山梨県知事

Щ

本

栄

彦

山梨県林業改善資金貸付規則 (昭和五十一年山梨県規則第五十九号) の全部を改正す

Щ

梨

県

公

報

第千四百二十二号

平成十五年十月九日

事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸付金の利率、償還期間等)

なる事項等については、知事が別に定める。 第四条 貸付金は、無利子とし、その償還期間 (据置期間を含む。)、貸付けの基準と

(担保及び連帯保証人)

ときは、担保を提供し、かつ、連帯保証人を立てなければならない。 し、又は連帯保証人を立てなければならない。ただし、貸付金の額が五百万円以上の第五条 第一条第一項の規定により貸付金の貸付けを受けようとする者は、担保を提供

を受けようとする者が法人である場合の連帯保証人の数は、知事が別に定める。げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、貸付金の貸付け2.前項の規定により連帯保証人を立てる場合の当該連帯保証人の数は、次の各号に掲

一 貸付金の額が五十万円未満の場合 一人以上

二 貸付金の額が五十万円以上の場合 二人以上

定める。 こか、担保及び連帯保証人に関し必要な事項は、知事が別に3.前二項に定めるもののほか、担保及び連帯保証人に関し必要な事項は、知事が別に

(借受資格の認定)

ならない。 事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定を受けなければ事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定を受けなければこれを山梨県林業・木材産業改善措置をいう。以下同じ。) に関する計画を作成し、第六条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、林業・木材産業改善措置(法第二条第

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 林業・木材産業改善措置の目標

二 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

三 林業・木材産業改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(貸付けの申請)

に提出しなければならない。
・木材産業改善資金貸付申請書(第二号様式)に知事が別に定める書類を添え、知事第七条 第一条第一項の規定により貸付金の貸付けを受けようとする者は、山梨県林業

(貸付けの決定)

の適否を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。及び第六条第一項に規定する借受資格の認定がなされていることを確認して、貸付け第八条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、

(借用証書)

第九条 前条の規定により貸付けの決定を受けた者は、借用証書を知事に提出しなけれ

ばならない。

(事業実施報告書)

期限前償還)

定して期限前の償還を請求することができる。かわらず、当該借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、支払期日を指第十一条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の規定にか

貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき

二 償還金の支払を怠ったとき。

(支払猶予の申請) (支払猶予の申請) に当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。 三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

とができる。 金の償還をすることが著しく困難であると認めるときは、償還金の支払を猶予するこ第十二条 知事は、借受者が災害又は政令第六条で定めるやむを得ない理由により貸付

定する証明書を添え、支払期日の三十日前までに知事に提出しなければならない。する者は、山梨県林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(第四号様式)に知事の指2 前項の規定による償還金の支払の猶予(以下「支払猶予」という。)を受けようと

(支払猶予の決定)

するものとする。を受けたときは、これを審査して、支払猶予の適否を決定し、申請者にその旨を通知第十三条が知事は、前条第二項の山梨県林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の提出

違約金)

払日までの日数により計算した違約金を支払わなければならない。 ときは、償還すべき額につき年十二・二五パーセントの割合で支払期日の翌日から支第十四条 借受者は、正当な理由がなく支払期日までに償還すべき額を償還しなかった

(事務の委託)

及び山梨県木材協同組合連合会に委託することができる。 定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を山梨県森林組合連合会第十五条 知事は、第一条第一項の規定による貸付金の貸付けに係る事務 (貸付けの決

める要件を備える森林組合に委託することができる。 2 山梨県森林組合連合会は、前項の規定により委託された事務の一部を知事が別に定

梨

県

公報

第千四百二十二号

平成十五年十月九日

六四五

第1号樣式(第6条関係)

年 月 日

山梨県知事

殿

住 所 氏 名 印 - 法人にあっては、主たる事務所の、 「 所在地、名称及び代表者の氏名

山梨県林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第1項の規定により貸付資 格の認定を受けたいので申請します。

注 林業・木材産業改善措置に関する計画書を添付すること。

第2号様式(第7条関係)

年 月 日

山梨県知事

殿

住 所 氏 名 印 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

山梨県林業・木材産業改善資金貸付申請書

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則第1条第1項の規定による貸付けを受けたいので、同規則第7条の規定により申請します。

注 知事が別に定める書類を添付すること。

第3号樣式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事

殿

住 所 氏 名 F (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

山梨県林業·木材産業改善資金借受事業実施報告書

年 月 日付けで貸付けを受けた山梨県林業・木材産業改善資金については、次のとおり事業を実施したので報告します。

1 借受けの状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	借 受 金 額
年 月 日	年度 第 号	年 月 日	千円

2 事業の実施状況

事業着工	年	: 月	日	事業完年月	日日		年 /	月日	
		事	業	実	績				
	内	容	数		単	価		支払金額	
						円			円

注 貸付けの対象となる機械の名称及び型式、施設の名称及び規格、資材の名称、数量、単価等を詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。

3 資金調達の実績

		G/A	nda:	علاب	rish.	ž	金	調	達	区	分			
		総	事	業	質	林業・木材産業改善 資 金	自	己	資	金		そ	の	他
計	画				円	円				円				円
実	績													

第4号様式 (第12条関係)

年 月 日

山梨県知事

殿

借受者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の、 所在地、名称及び代表者の氏名 ~

(連帯保証人) 住 所

氏 名

印

山梨県林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

年 月 日付けで貸付けを受けた山梨県林業・木材産業改善資金について、 次のとおり支払猶予を申請します。

1 貸付けを受けた資金

浅高		~	償還済物	借受金額	貸付決定番号	日	決定	貝门
円		円		円		Ħ	月	年
	:	 		H 			月	午

2 支払猶予の申請の理由

注 被災等支払猶予の申請の理由を証明する書類を添付すること。

3 償還計画

(変更前)

	償還內容				
回	償泊		目	償還金額	残高
1	年	月	日	円	円
2					
3					
4					
5					

(変更後)

償還內容					
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

4 支払猶予後の借受残高の償還方法

六四九

示

山梨県告示第四百九十八号

止する。 山梨県林業改善資金貸付基準(昭和五十一年山梨県告示第六百八十七号の二)は、 廃

平成十五年十月九日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

山梨県告示第四百九十九号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

平成十五年十月九日

山梨県知事 Щ

本 栄

彦

指定の目的

保安林の所在場所

中巨摩郡敷島町下芦沢字立岡山二五一、上福沢字要トロ一〇一九から一〇二一まで

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び敷島町役場に備え置いて

山梨県告示第五百号

うに保安林の指定をする予定である 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

平成十五年十月九日

保安林の所在場所

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

> 八 一 の 南巨摩郡身延町大字角打字荒田山一九八一の二、一九八一の三、角打字荒田山一九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字荒田山一九八一の二、一九八一の三、字荒田山一九八二の一(次の図に示す

部分に限る。 その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

身延町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第五百一号

山建設部において、この告示の日から平成十五年十月三十日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 平成十五年十月九日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

 県 道	種道
迫	類路の
一 宮	路
宮山梨線	線
	名
番の一地先まで山梨市大字落合字堀之内三九一二番の二地先から	区間
二四五・〇	(メートル)
十月九日	期日開始の

公 告

• 一般競争入札について

のである。 十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、干九百九十四年四月

平成十五年十月九日

一般競争入札に付する事項

山梨県知事

Щ

本

彦

1 借入物品等の名称及び数量

インターネット関連機器 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3

借入期間

平成十六年三月一日から平成十九年二月二十八日まで

4 借入場所

知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

- 1 することができる者であること。 必要な資格等(平成十五年山梨県告示第百四十六号)の一に定める競争入札に参加 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に
- 2 山梨県行政情報ネットワークと同等以上のネットワークにおいて、ファイアウォ
- クとの接続に関する機器)の導入実績があること。 ル及びその他インターネット接続関連機器 (インターネットと内部のネットワー
- 3 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
- 4 この公告に示す借入物品等に係る保守を迅速に行うことができる者であること。
- 5 指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

三 入札手続等

1 情報政策課行政情報管理担当 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号四〇〇 八五〇一 電話〇五五 二二三 一四一六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部

2 入札説明書の交付方法

元年山梨県条例第六号) に定める県の休日 (以下「県の休日」という。) を除く毎この公告の日から平成十五年十月二十日までの山梨県の休日を定める条例 (平成

て交付する。 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所におい

入札参加資格確認申請書の提出方法

3

日

から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県企画部情報政策課行政情報管 この公告の日から平成十五年十月二十一日までの県の休日を除く毎日、午前九時

理担当に持参すること。

平成十五年十一月十九日午後二時 入札及び開札の日時及び場所 山梨県庁 (山梨県甲府市丸の内一丁目六番)

号) 北別館四階マルチメディアルーム

郵送による入札書の受領期限及び場所

5

当 (郵便番号四〇〇 平成十五年十一月十八日午後五時までに山梨県企画部情報政策課行政情報管理担 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号) に必着する

6 入札方法

相当する金額を入札書に記載すること。 る額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切 であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百五分の百に り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

入札の無効

7

第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 その他山梨県財務規則 (昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違

落札者の決定方法

8

もって有効な入札を行った者を落札者とする。 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を

兀 その他

契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

3

契約保証金

契約を締結しようとする者は、 入札説明書で定める契約保証金を納めなければな

Щ

梨

らない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

要

4

契約書作成の要否

3

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

- Nature and quantity of the products to be procured Machines for Internet System 1 Set
- Date and time for tender

2:00PM November 19,2003

Bureau in charge

Information Policy Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan

大規模小売店舗の新設に関する届出

TEL 055-223-1416

平成十五年十月九日情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年二月九日まで縦覧に供する。あったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出が

山梨県知事 山 本 栄 彦

届出者の氏名又は名称及び住所

本町橋五番二十号キャッス	ルヤマトビル大阪府大阪市中央区本	代表取	締役 梶本六夫 大和工商リース株式会社
所	住	称	氏名又は名

二 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 名称 クレッセ甲府東
- 所在地 甲府市和戸町字奈良原八百十四番一
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称(

所

野清春 株式会社アマノ 代表取締役 天 中巨摩郡竜王町富竹新田千四百番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年五月二十日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千七百九十三・六二平方メートル

三 届出年月日

平成十五年九月十九日

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

平成十六年二月九日まで縦覧に供する。次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 附則第五条第一項の規定による届

平成十五年十月九日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

届出者の氏名又は名称及び住所

俊郎 株式会社岡島 代表取締役 谷口	氏名又は名称
甲	
市市丸の内一丁目二十	住
-一番十五号	所

| 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 一 名称 岡島百貨店
- 所在地 甲府市丸の内一丁目五百十五番
- 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売	業を行る	变
小売店舗	オ売の開始	更
におい	院店時刻	事
て小売	いう者の開店時刻に小売店舗において小売	項
午後七時	午前十時	変
	Hij	更
岩 十六_		前
(年間百五十六 午後九時三十分	午前八時三十分	变
三十分	三十分	更
		後

3 変更の年月日

届出年月日平成十五年十月一日

Ξ

平成十五年九月十二日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十五年十月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

コ豆香β牧昜Jコ、※2m也毎-11-))・、-開発区域(工区)に含まれる地域の名称

一五二二の四一、一五一九の三、一五二二の一、一五二二の二、一五二二の三及び一、一五一九の二、一五一二の三、一五二二の四、一五二二の五、一五一九の一、中巨摩郡敷島町中下条字宮地西一五一〇の一、一五一〇の三、一五一〇の四、一五

二 公共施設の種類、位置及び区域

道路	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び敷島

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市飯田二丁目四番一号(株式会社エスティケイ)代表取締役

輿水修

公安委員会

遊技機の型式の検定

Щ

梨

県公報

第千四百二十二号

平成十五年十月九日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)

規定により公示する。四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊

平成十五年十月九日本が、検定の有効期間は、平成十八年十月八日までとする。

山梨県公安委員会

型	
式	委
の	員長
概	吉
要	臭
	信
	_

株式会社ダイドー(代表取締	番一〇号 東京都渋谷区渋谷三丁目二九段 寳田久治 株式会社ダイドー 代表取締	番一〇号 東京都渋谷区渋谷三丁目二九 東京都渋谷区渋谷三丁目二九 株式会社ダイドー 代表取締	丁目一番四号大阪府大阪市中央区内本町一大阪府大阪市中央区内本町一株式会社藤商事(代表取締役	申請者氏名又は名称及び住所	
ぱちんこ遊技	動役物 開門	動役物 ぱちんこ遊技 機 のこ遊技	動役物 ぱちんこ遊技 機 はちんこ遊技	及び区分 医分類	型式
C R フィ	戦 I C 騎 バ R M I フ X 鉄 イ	戦 I C 騎 バ R F I フ X 鉄 イ	ドダ C 2 I R R バサ ーン	型 式 名	の概
株式会社	ダイ 株式会社	ダイ 代 子 社	藤成寺社	業は製 者輸造 名入又	要
株式会社 三〇〇六八四	三〇〇六六九	三〇〇六八八	三〇〇六二四	検定番号	

株式会社オリンピア 代表取	一番七号東京都台東区東上野二丁目一年京都台東区東上野二丁目一年の一番である。	朱式会社オノンピアー弋長収	一二七番地 愛知県春日井市桃山町一丁目取締役 岸勇夫 化表	ー二七番地 甲二七番地 田郷春日井市桃山町一丁目 マルホン工業株式会社 代表	七番地	愛知県春日井市桃山町一丁目取締役 岸勇夫マルホン工業株式会社 代表	目一番一〇号 大阪府大阪市北区本庄東一丁 締役 中野純弘 株式会社バルテック 代表取		番一〇号 東京都渋谷区渋谷三丁目二九 役 寳田久治
回胴式遊技機	五) 二号(別表第 規則第六条第	回恫式遊支幾	動役物 第二) 用サリ第六条第 開東 (別表 の (別表	動役物 第二) 第二) 第二) 第二) 規則第六条第 機 機 り の 表 が り の 表 の も り の る の る の る の る の る の る の る の る の る の	動役物第一種特別電	規則第六条第 機 に がまれる おおい はちんこ 遊技	五) 二号(別表第回胴式遊技機	動役物	第一種特別電 第二) 一号イ (別表 別第六条第
メザセド	シンG	オウゴン	X シ C ョコ R ンレ Hク E	X シ C ョコレ Mク E		ショレ コレ Mク E	ンバー ダブルボ		戦 戦 ボー 鉄
株式会社	アオ村 リティンピネ	朱式会社	会 工 マル 社 業 ル 株 ホ 式 ン	会 工業ル 株式		会業ル株式ン	ク バ 株 ルテッ 社		ダイドー
三四〇六一七	= [] (; ;		=00+00	三〇〇六九〇		三〇〇六九六	三四〇五八五		
平成十五年九月二十九日	ページ 段 行	正	第三百七十二号)第十条流 地方公共団体の物品等品 地方公共団体の物品等品 地方公共団体の物品等品 が 契約の相手方を決定した	ーバイアルあたり +r 耐意契約に係る契約金統 株式会社スズケン甲府 押	契約に係る事務を担当でである。 対象に係る事務を担当である。 一 随意契約に係る物品の	平成十五年十月九日	五日マラケシュで作成され. 次のとおり随意契約の相での 落札者等の決定につい	その	一番七号 東京都台東区東上野二 麻役 石原昌幸

目 他 二号 (別表第 五

『手方を決定した。 なお、この公告は、千九百九十四年四月十 た政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るもの

山梨県立中央病院管理局長

中

村

紘

昭

名称及び数量

する部局の名称及び所在地 位 四百六十八バイアル (予定数量)

局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

定した日

名及び住所

||支店|| 山梨県中巨摩郡田富町流通団地三丁目七番三号

た手続 ·五万五千九百円

した理由

)又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

第一項第一号に該当

誤

ハージ 段 行 誤

?日山梨県規則第八十二号 (山梨県県税条例施行規則の一部を

六五四

マークア ターファー

発行者	山梨県
山梨県	県 公 報
宗 甲府市丸の内一丁目六番一号	第千四百二十二号
] 目六番一号	平成十五年十月九日
印刷所(株サンニチ印刷	
刷。甲府市北口二丁目六番	
	六五六